

忠岡町総合計画策定条例

平成 31 年 3 月 4 日条例第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

（総合計画の構成）

第 2 条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成されるものとする。

2 基本構想は、本町の目指すべき将来像並びにその基本的な理念及び方向を明らかにするものをいう。

3 基本計画は、基本構想に基づき、基本的施策の方向及び体系を示す計画をいう。

（総合計画審議会への諮問）

第 3 条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、忠岡町総合計画審議会条例（昭和 49 年忠岡町条例第 4 号）第 1 条に規定する忠岡町総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第 4 条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（基本計画の策定）

第 5 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

（総合計画の公表）

第 6 条 町長は、総合計画を策定したとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。